

令和5年度スマートポールの設置及びデータ利活用事業  
実施要綱

5 推第 175 号  
令和5年8月25日

(目的)

第1条 世界最速のモバイルインターネット網の構築に向け、東京都(以下「都」という。)は令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略(\*1)」、令和元年12月に「未来の東京」戦略ビジョン(\*2)を発表し、5Gと先端技術の分野を超えたサービスの都市実装に取り組んでいる。こうした取組の一環として、都は、5Gアンテナ基地局及び高速Wi-Fiを必須機能とし、センサー等の多様な機能を備えたスマートポールの設置を令和2年度から進め、これまでに西新宿に29基を整備した。

令和5年度はスマートポールを他エリアに展開し、5G等のインターネット基盤とセンサー等を活用したデータドリブン社会の実現を通して街のスマート化を促進していく。また、取得データの一部はオープンデータ化を想定しており、これらの取組を通して、住民、通勤者、来街者等の街に関わる人々のQOLの向上につなげていく。

本要綱は、令和5年度スマートポールの設置及びデータ利活用事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、基本的な事項について定めるものである。

(\*1)「TOKYO Data Highway 基本戦略」(令和元年8月策定)

[https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/pdf/tdh\\_ver01.pdf](https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/pdf/tdh_ver01.pdf)

(\*2)「未来の東京」戦略ビジョン(令和元年12月策定)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/author53762/pdf/vision.pdf>

(事業内容)

第2条 都は本事業において、次に掲げる支援を実施する。

- (1) スマートポールの製作及び設置に係る経費の一部を助成
- (2) スマートポールの設置場所として、都道等の公有地を提供
- (3) 各種検証における行政施策との連携のサポート

(検証の項目)

第3条 令和5年度スマートポールの設置及びデータ利活用を行う事業者(以下、「協働事業者」という。)は、本事業において、都及び区市町村と連携し、スマートポールを活用

した地域課題解決のための検証を行い、成果を確認する。

(協働事業者の役割)

第4条 協働事業者は、本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) スマートポールの本体及び各種搭載機器の製作及び設置
- (2) 5G アンテナ基地局設置に向けた通信事業者との調整
- (3) セキュリティー計画及びプライバシー計画の策定とその実施
- (4) 設置したスマートポールの保守、管理及び運営
- (5) 収益性向上に向けた取組への協力
- (6) 区市町村と連携の上、スマートポール搭載機能を活用した各種検証の実施
- (7) 申請・付議に当たり必要となる各種書類等の作成
- (8) オープンデータ化に向けた検討への協力及び東京データプラットフォームとのデータ連携
- (9) 年次報告書と総合事業計画の作成

(財産の所有権等)

第5条 スマートポール本体及び搭載する機器の所有権並びに搭載する機器から取得されるデータに関する一切の権利は、協働事業者に帰属する。

- 2 協働事業者は、前項のデータを無償で都及び機器が設置された地域の区市町村（以下、「設置区市町村」という。）に提供するものとする。
- 3 都及び設置区市町村には、前項の規定により提供を受けたデータを無償で利用できるとともに、自由に加工、分析、編集等を行うことができる。
- 4 前項の規定により加工、分析、編集等を行うことにより得られた派生データに関する権利は、都及び設置区市町村に帰属する。

(公募)

第6条 知事は、本事業を実施する協働事業者を公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、事業提案書を作成し、申請書（別記第1号様式）を知事へ提出しなければならない。
- 3 公募に必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会及び決定)

第7条 知事は、前条第2項の規定により提出された事業提案書について、別に定める審査会で審査し、協働事業者を選定する。その結果については、通知書（別記第2号様式）により協働事業者へ通知する。

- 2 知事は、前項の選定に際して、必要な条件を付すことができる。

- 3 知事は、設置区市町村に対し、本事業への参加及び事業提案書に関する意見照会を行う。
- 4 審査会及び協働事業者の選定に必要な事項は、知事が別に定める。

(協定の締結)

第8条 都、協働事業者及び設置区市町村は、前条第1項で提出された事業提案書及び同条第2項で付した条件に基づく三者協定を締結するものとする。

(事業計画書の提出)

第9条 協働事業者は、前条の協定締結後速やかに事業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書の変更)

第10条 協働事業者は、前条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第3号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を求めるものとする。

- (1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。
  - (2) 第7条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、事業内容の変更によって、条件を満たさなくなるとき。
- 2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書(別記第4号様式)により協働事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 協働事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(別記第5号様式)により知事へ申請し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第6号様式)により協働事業者へ通知する。

(協定の解除)

第12条 正当な理由なく第9条に規定する事業計画書の遂行に著しい支障が生じ、事業の遂行が困難と認められる場合には、知事は第8条において締結した協定を取り消すことができる。

(支援期間)

第13条 第7条で決定した協働事業者に対する支援は、次の各号に掲げる支援について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る支援 協定締結日から令和6年3月31日まで

(2)第2条第2号及び第3号に係る支援 協定締結日から令和10年3月31日まで(予定)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。